

郡山市国民健康保険健康診査助成実施要領

平成 9年 6月 1日制定
平成20年 4月 1日一部改正
令和 7年 4月 1日一部改正
令和 8年 4月 1日一部改正
〔市民部国民健康保険課〕

(目的)

第1条 この要領は、郡山市国民健康保険被保険者の疾病予防対策の一環として、郡山市が行う健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）に基づくがん検診等を受診する被保険者に対し、検診に係る自己負担額の助成を行うことで受診率を向上させ、被保険者自らが疾病の早期発見及び早期治療により健康の保持増進に努め医療費の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、郡山市が行う健康増進法に基づくがん検診等を受診する被保険者とする。

(適用)

第3条 助成は、郡山市が実施する集団健診及び施設健診において適用する。

(受診方法)

第4条 がん検診等を受診する被保険者は、郡山市国民健康保険資格確認書、又はマイナ保険証を提示して受診するものとする。

(助成項目)

第5条 郡山市が行う次の各号に掲げるものとする。

- (1) 肺がん検診
- (2) 胃がん検診
- (3) 大腸がん検診
- (4) 子宮頸がん検診
- (5) 乳がん検診
- (6) 前立腺がん検診
- (7) 骨粗鬆症検診

(助成方法)

第6条 郡山市が定めた自己負担額全額助成を行う。

2 郡山市国民健康保険の保険者は、被保険者に対し第1項の規定により、助成した額を郡山市（保健福祉部保健所健康づくり課）の報告により一般会計の健康診査に係る歳入項目に繰出しを行うものとする。

附則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。